

## 【別紙資料 14】

### エレベーター設備設計指針

(昭和 63 年 12 月 27 日作成、平成 15 年 9 月一部改正、令和 6 年 4 月一部改正)

#### 1. 適用範囲

県営住宅に対して設置するエレベーターに適用する。

#### 2. 配置計画

(1) エレベーターの台数、配置及び運転方法は、輸送能力、各住戸からの歩行距離、待ち時間等のサービス、共用部分の有効利用及び住戸への騒音等を総合的に考慮して計画する。

(2) 計画上、特に支障のない限り、各住戸からエレベーターホールに至る水平歩行距離は、原則として 50m 以内とする。又、エレベーターホールは、身障者や高齢者を考慮した適切な位置に配置する。

(3) 機械室は、適正な規模で計画し機器の搬出入に支障のないよう計画する。

#### 3. 機種を選定

B L 認定品とし、機種は階数により下記を標準として選定する。ただし、非常用エレベーターは除く。

##### (1) 機種の規格

機種 階数	型式	積載荷重	定員 (名)	速度 (m/min)
4 階以上 10 階以下	R U - 9 ※ - 2 S - 4 5	6 0 0	9 ※	4 5
11 階以上	R U - 9 ※ - 2 S - 6 0	6 0 0	9 ※	6 0

※ 地元自治会等と協議が整った場合は 13 人乗りとする。

(2) 9 人乗りの場合はトランク付きとする。2 台以上併設の場合は、1 台をトランク付き 9 人乗り、または 13 人乗りとする。

(3) 防犯窓付きとする。

(4) 福祉型仕様

#### 4. 設置台数

1 棟当りの設置台数は、階数・戸数から次の(1)、(2)を目安に決定する。ただし、建物高さが 31m を超える場合は、非常用エレベーターを建築基準法の定めるところにより設置し、その台数は全体の内数とする。

(1) 階数と 1 階当りの戸数から別表を標準に決定する。

(2) このほか「2. 配置計画」に基づき総合的に考慮して、経済性を勘案の上台数を決定すること。また、身障、老人世帯向け住宅等がある場合は、高齢者等に配慮した適切な台数を決定すること。

#### 5. 運転操作方式

運転操作方式は、次の(1)、(2)による。

(1) 1 台設置の場合は、方向性乗合全自動方式乗すて式とする。

(2) 2 台設置の場合は、群乗合全自動方式とする。

#### 6. 連絡装置及び警報装置

インターホン及び警報装置は、かご内、機械室内及び次の(1)、(2)の連絡箇所とする。

(1) 1 階のエレベーターホールに設置。

(2) 3 階毎に 1 箇所の割合で、エレベーターホールに設置

#### 7. 耐震措置

乗客の安全と機器の損傷を防止するため、地震感知器と連動する管制運転装置を設けること。

この装置には、S 波感知型地震時管制運転装置に加え、原則として P 波感知型地震時管制運転装置も合わせて設置する。

#### 8. 建築伝播騒音防止構造

振動、騒音の防止対策としての措置を講じること。

(1) メーカー標準仕様とする。

9. 防犯カメラシステムの設置

防犯対策として、防犯カメラ等を設置する。

(別表)

県営住宅エレベーター設置台数一覧表

階 戸並	4 F	5 F	6 F	7 F	8 F	9 F	10 F
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11	速度 45m/min 1台						
12							
13							
14							
15							
16							
17					速度 45m/min 2台		
18							
19							
20							

(方針決裁「エレベーター設備設計指針」/昭和63年12月27日作成)

(方針決裁「県営住宅における防災対策について」/H18.9.25適用)

(積算・建設G/平成18年11月13日)

**(別紙参考図1)**

県営住宅エレベーター防犯カメラシステム (イメージ図)

天吊りモニター用電気空配管 (1階のみ)

